



島根県報

平成17年 3 月29日 (火)
号外 第 38 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

訓 令

林業普及員執務規程

(林 業 課)

訓

令

島根県訓令第13号

農 林 水 産 部
隠 岐 支 庁
農林振興センター

林業普及員執務規程を次のように定める。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

林業普及員執務規程

林業専門技術員及び林業改良指導員執務規程（昭和38年島根県訓令第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 林業普及員（以下「普及員」という。）の服務については、法令その他別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（服務）

第 2 条 普及員は、その職責を理解し、常に技術を錬磨し、関連する行政施策を有効に活用し地域に密着した普及活動を推進するため、職務の遂行に万全を期さなければならない。

（協議）

第 3 条 支庁又は農林振興センターの長は、必要があると認めるときは、農林水産部長と協議の上普及員を普及活動拠点に駐在させることができる。

（職務）

第 4 条 普及員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 林業試験研究機関との情報交換並びに地域の実態に適合した森林及び林業に係る技術の開発及び技術体系の確立に関すること。
- (2) 普及指導の対象者に接して行う森林及び林業に係る技術及び知識についての普及指導に関すること。
- (3) 森林の施業に係る指導に関すること。
- (4) 普及指導の対象者の実態その他の各種情報の収集整理に関すること。
- (5) 普及指導の対象者の組織化に関すること。
- (6) 県の他の行政部門、市町村、林業関係団体等に対する森林及び林業に係る技術及び知識についての指導助言及び連絡調整に関すること。

（報告事項）

第 5 条 普及員は、別に定める普及活動表を毎月作成し、翌月10日までに所属長に提出しなければならない。

2 普及員は、前項の普及活動表について、別に定める年間集計表を作成し、翌年度4月30日までに農林水産部長に提出しなければならない。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。